

## 第133回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果(概要)

### 1 開催日時

令和元年7月3日(水)

午前10時00分から午前12時10分

午後 1時15分から午後 2時32分まで

### 2 開催場所

千葉県森林会館(千葉市中央区長洲1-15-7) 5階 第1会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

福永健司委員(部会長)、佐山裕子委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員

#### 【職員】

西野森林課長、堀口副課長 他

### 4 議題

#### (1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

#### (2) その他

### 5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第7号までの案件について審議がなされ、すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

## 【主な意見】

### ○第1号案件 [(新規) 合同会社 DAIKI による残土埋立及び事業場の造成]

委員：谷合を埋めることになると思うが、その辺の現況はいかがか。

事務局：調節池の設置予定箇所については森林区域外となっており、草地のような状態となっている。

委員：水の流れについて、埋め立てた所で水が谷の方に流れるという一方で、図に勾配等の記載が無かったが問題はないのか。

事務局：基本的には図面上側から下側に向かって、施工の中で勾配をつけて集水するという形になっているため問題はない。

委員：樹種の選定について、今後もシラカシを植えて、埋め立てた後も森林に戻すということか。

事務局：森林に戻すところについて、明るい緑色で書いてあるところが造成森林で、その他の茶色の部分は事業用地である。

委員：事業用地は具体的に何をするのか。

事務局：資材置き場である。

委員：シラカシについて、シカの影響が段々千葉県北部の方に広がっている話を聞くが、食害の心配はないのか。

事務局：シカの食害は、この場所では見られない。

委員：農家がかなり近くにあったが、心配はないのか。

事務局：調節池を先行施工して、土砂の流出を防止するよう指導している。

委員：図面上部について、区域外に水が流れる恐れはないのか。

事務局：残置森林については町道側に向かって水が流れるが、今までと同じで問題はない。開発区域については池の方に集水する。

委員：事業用地のため森林率が25%以上であるが、それにしても盛土法面がかなりの面積を占めている。法面をかなり緩く作っているため、充分森林にさせることができると思うので、そういう指導を積極的にお願したい。

### ○第2号案件 [(新規) ケーヨー興産株式会社による住宅団地の造成]

委員：調節池について、宅地予定地と隣接しているようだが、安全性や溢れた時に問題はないのか。

事務局：通常林地開発では30年降雨確率で計算するが、都市計画法の許可申請も関わっているため、一段厳しい50年降雨確率で計算している。また、調節池については掘り込み式だが、外周部分と底盤は全てコンクリートで打つこととしており、構造計算や安定計算をしている。

委員：造成緑地とその管理について、盛土切土法面は中低木を植栽するが、現状の森林はそのままヒノキ等の森を残すということか。

事務局：法面下部が鎌ヶ谷市の市道ということもあり、樹高が20mを超えているスギ、ヒノキについて、風倒木の防止を兼ねて予防的に伐採し、外周部は芝を主体として補足的に中低木を植えるという緑地管理をしたいと市の強い意向があった。それ以外の平らみは広葉樹が生えているが、宅地になるため全て伐採する計画である。

委員：竹林が10%あるようだが、中低木を植栽することで竹林拡大の心配はないのか。

事務局：竹林は宅地や調節池の用地になるため、根も全て抜根するので問題は

ないかと思う。

委員：残置森林は全て無くなり、全部植え替えるのか。

事務局：住宅団地の造成の際には森林率に緑地を含めてよいという審査基準の規定があるため、あくまで芝主体の緑地で補足的に中低木としている。

委員：調節池が宅地に隣接しており、防災上の問題より普段の安全上の問題が心配だが、柵を設けるのか。

事務局：外周に設ける。

○第3号案件 [(変更) 三信建設株式会社による砂利採取]

委員：変更許可を十数回していることについて違和感がある。

また、区域拡大がある一方で完了により区域を減らしており、実際の開発面積が分からないが、どのようにチェックしているのか。

事務局：砂利採取はアメーバ状に広がりやすいという性格を持っている。終わった区域については、速やかに植栽をして森林に戻すよう指導している。過去に行った開発の履歴については全部残っており、平面図上でも台帳上でも把握できる。

委員：除外する区域について、小さな苗木を植えて活着すればオッケーで、その後は追いかけないというのはいかがか。

事務局：過去に完了確認を行い事業区域から除外している区域については、現地調査時に職員が再度確認している。管理が悪く枯れてしまった箇所は、その都度、補植するよう指導している。

委員：砂利採取は最終段階の法面の形状が中々わからないが、大きいほど自然回復がしにくいため、地形に合わせた計画で小さくする工夫が必要だと思う。

○第4号案件 [(変更) 有限会社エバーグリーンカンパニーによる砂利採取]

委員：残置森林を許可なく開発していることについて、追認しているような印象を持ってしまいがいかか。

事務局：違反に対しては、監視や指導を厳しくしている。残置森林等の無許可開発については原形復旧や植栽を実施させ、法面が立ってしまった箇所は安定勾配まで復元させた上で、審議会へ諮問している。

○第5号案件 [(変更) 合同会社開発8号による太陽光発電施設]

委員：急な所に狭い間隔で植えて、今後大丈夫か。

事務局：盛土の勾配は1割8分で施工しているため、基準上問題はないと判断している。

委員：今回大きく変更した箇所はパネルの部分か。防災関係が変わったのか。

事務局：防災施設のオンサイト貯留池1の構造が変更している。

○第6号案件 [(変更) DC千葉資源株式会社による砂利採取]

委員：3号案件と同様に、変更許可を十数回していることについて違和感がある。

また、区域拡大がある一方で完了により区域を減らしており、実際の開発面積が分からないが、どのようにチェックしているのか。

事務局：砂利採取はアメーバ状に広がりやすいという性格を持っている。終わった区域については、速やかに植栽をして森林に戻すよう指導している。過去に行った開発の履歴については全部残っており、平面図上で

も台帳上でも把握できる。

○第7号案件 [(新規) 合同会社茂原ソーラーパークによる太陽光発電施設]

委員：工事中に大雨が降った場合等の土砂流出防止措置についてはいかがか。

事務局：盛土の法尻や民家がある場所については、土砂流出防止柵を設置し、施工中の安全を確保する計画である。また、事業者の管理として、盛土の締固めの度合いを計測し、安全の確保に努める計画である。

委員：梅雨の時期は、その影響が無いような場所を施工するのか。

事務局：時期も考えながら、個々の流域や法面ごとに仮設の池を設置してから土工事を始めるよう指導している。

委員：地元市長の意見が「支障なし」というのは疑問に思うがいかがか。

事務局：事前協議の時点で関係市町村と内容を詰めており、それを基に意見照会をしたため、支障なしとの回答を得ている。

○その他 (全体)

委員：「森林の保全」の森林の定義とは何か。樹木だけが対象なのか、または付近の動植物の保全も含めた保全なのか。

事務局：審査基準上では動植物については具体的に基準化していないが、残置森林を確保する際に、動植物に対する配慮は当然なされていると判断している。個別具体的な話は、必要に応じて他法令で対応してもらう。

委員：太陽光発電施設設置に係る林地開発許可申請について、今後の動向はいかがか。

事務局：一時期よりは数が減ってきている。大規模な開発も出尽くしてきているという感触があるが、既許可案件についてこれから工事を始める事業もあるため、事業者としっかり連携を取り問題の無い施工をするよう指導をしていきたい。